

愛荘町アフターコロナ中小企業等体制強化補助金

募集要項

受付期間	令和2年7月3日から令和2年10月30日まで
交付対象者	令和2年4月1日時点で愛荘町内に主たる事務所または事業所を有する中小企業者および個人事業主の皆様で、町税の滞納がないこと。
補助対象	<p>令和2年4月1日以降に実施する愛荘町内で行われる取組であって、令和3年3月31日までに事業を完了するもの。</p> <p>(1) 環境衛生面に配慮した感染症対策の取組 (2) キャッシュレス決済端末の導入による消費喚起に繋がる取組 (3) 業務形態の見直しにかかる新たな販路開拓の取組 (4) 地域資源活用や連携等による町の魅力向上または個人周遊に繋がる取組</p> <p>※(1)～(4)の複数事業の組み合わせも可。 ※1事業者1申請に限ります。 ※補助対象経費の詳細は次頁以降をご覧ください。</p>
補助率	補助対象経費の4分の3
補助限度額	<p>上限額：300千円 下限額：75千円</p> <p>※「(2) キャッシュレス決済端末の導入による消費喚起に繋がる取組」に限っては、下限を設けません。</p> <p>※「滋賀県新しい生活・産業様式確立支援事業」を受給した場合、その受給額と補助対象経費の額との差が300千円より小さければその差を上限額とします。</p>
申請方法	愛荘町ホームページ上の申請様式をダウンロードして記入・押印し、必要書類を添えて下記あて簡易書留で郵送してください。(感染拡大防止のため窓口への提出はご遠慮ください。)
問い合わせ先・申請書の提出先	<p>愛荘町農林商工課</p> <p>〒529-1234 愛荘町安孫子 825 番地 (愛荘町役場 秦荘庁舎1階)</p> <p>電話番号 0749-37-8051 (直通) ファックス 0749-37-4444</p> <p>メール norin@town.aisho.lg.jp</p>

補助対象経費

(1) 環境衛生面に配慮した感染症対策の取組

補助対象経費	<p>○備品購入および取付に要する経費 〔耐用年数が1年以上で取得価格(税抜)が100千円以上のもの(1点あたり)〕</p> <p>※事務所・事業所内の三密対策に資する新たな備品購入であること。</p> <p>○感染症対策(三密防止)のための事務所・事業所改築に要する経費</p> <p>○上記のほか、町長が特に必要と認める経費</p>
補助対象外経費	<p>○現状ある備品の更新と判断できるもの。</p> <p>○消耗品の購入経費 〔耐用年数が1年未満もしくは取得価格(税抜)が100千円未満のもの(1点あたり)〕</p>

(2) キャッシュレス決済端末の導入による消費喚起に繋がる取組

補助対象経費	<p>○キャッシュレス決済の導入に要する次の初期費用</p> <ul style="list-style-type: none">・キャッシュレス決済端末及び付属品の購入経費・本体機器を据え付けるための設置費用・設置と同時に行うインターネット回線の開設に要する経費 <p>○上記のほか、町長が特に必要と認める経費</p>
補助対象外経費	<p>○キャッシュレス決済端末及び付属品に係る中古機器購入費、レンタル・リース料</p> <p>○レシート等日常的に使用する消耗品に係る経費</p> <p>○インターネット回線の使用料</p> <p>○キャッシュレス決済に係る決済手数料</p>

(3) 業務形態の見直しにかかる新たな販路開拓の取組

補助対象経費	<p>○オンライン取引に対応するシステム改修等に要する経費</p> <p>○新たな販路開拓に即した事業所等の改築に要する経費</p> <p>○移動販売に要する各種経費</p> <p>○備品購入に要する経費 〔耐用年数が1年以上で取得価格(税抜)が100千円以上のもの(1点あたり)〕</p> <ul style="list-style-type: none">・令和2年3月31日時点で取扱っていなかった業種・商品等を取扱うための新たな備品購入に限る。 <p>○新規事業実施のためのクラウドファンディング実施にかかる初期費用</p> <p>○上記のほか、町長が特に必要と認める経費</p> <p>※広報に要する経費は、販路開拓の取組のひとつとして認めますが、広報に要する経費のみの申請は対象外とします。</p>
補助対象外経費	<p>○消耗品の購入経費 〔耐用年数が1年未満もしくは取得価格(税抜)が100千円未満のもの(1点あたり)〕</p>

	もの（1点あたり）]
--	------------

（４）地域資源活用や連携等による町の魅力向上または個人周遊に繋がる取組

補助対象経費	<p>○ 2 団体以上の観光物産振興や農商工振興に資する連携企画</p> <p>○ 新たな体験メニュー等着地型コンテンツの造成</p> <p>○ 新商品の開発に要する経費</p> <p>○ 上記のほか、町長が特に必要と認める経費</p> <p>〔補助対象科目〕</p> <p>専門家謝金、専門家旅費、広告宣伝費、印刷製本費、通訳・翻訳料、通信運搬費、資料購入費、受講料、借損料、出展料、インターネット等への情報掲載料、委託料、備品購入費、改装費、その他町長が特に必要と認める経費</p> <p>※備品購入にあつては、耐用年数が1年以上で取得価格（税抜）が100千円以上のもの（1点あたり）に限ります。</p>
補助対象外経費	<p>○ 消耗品の購入経費</p> <p>〔耐用年数が1年未満もしくは取得価格（税抜）が100千円未満のもの（1点あたり）〕</p>

※1 補助対象経費は、補助事業で必要とされるものに限ります。

※2 補助対象経費は、消費税および地方消費税を除いた額とします。

※3 補助金交付額は、千円未満を切り捨てます。

※4 その他補助条件としては、以下のとおり。

- ・「（４）地域資源活用や連携等による町の魅力向上または個人周遊に繋がる取組」にあつては、愛荘町内で企画を実施または販売すること。
- ・事業実施にあたり、別途委託や発注を有する場合は、町内に住所を有する事業者との取引に努めること。
- ・補助対象となる事業について、「滋賀県新しい生活・産業様式確立支援事業」を除く他の補助金等を受給していないこと。
- ・補助対象経費が100千円以上であること（ただし、「（２）キャッシュレス決済端末の導入による消費喚起に繋がる取組」は除く。）